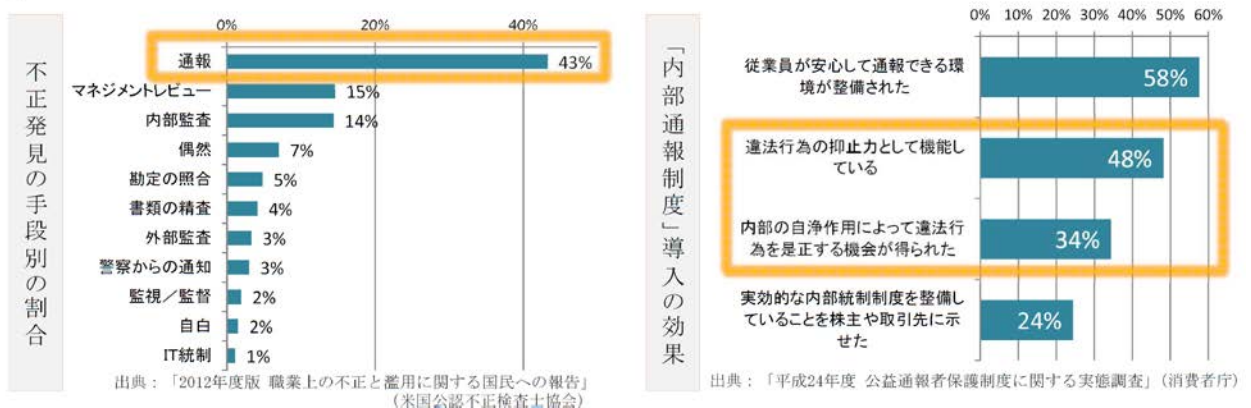


## 事業者における内部通報制度の整備・運用に係る現状と課題

1. 組織内部からの通報によって明らかになった企業不祥事も少なくない。  
(※ 食品表示偽装、リコール隠し等。詳細は、第1回検討会「資料4」2頁参照。)
2. 内部通報制度はコンプライアンス経営の推進にあたって非常に有効な手段。  
また、企業不祥事の抑止は、国民生活の安全・安心にも大いに資する。

### 〔参考〕関連する調査・ヒアリング結果等

- 調査によれば不祥事発見手段の第1位は通報。また、「内部通報制度」導入の効果として、「違法行為の抑止」や「自浄作用による是正」をあげる割合が高い。  
(※ 詳細は、第1回検討会「資料4」6頁参照。)



- 「内部通報制度の導入促進に当たっては、公益通報者保護制度の目的が通報者の保護を通じた事業者のコンプライアンス(法令遵守)経営の強化にあること、事業者にとっては、内部において法令違反を発見・解決しやすくすることによって違反を抑止することや違反の事実による損害を最小限に止めることに導入の意義があることを強調すべき」(「公益通報者保護制度に関する意見」平成25年7月23日消費者委員会)
- 「公益通報者保護制度というものは、実は企業にとって非常にメリットがあると思う。特に内部通報制度を導入した目的、理由からみると、企業として違法行為、問題の未然防止、早期発見、従業員の安心につながりCSRにも寄与するという結果になっている。特に内部通報制度は企業内の不祥事を組織内で解決できるメリットが非常に大きい<sup>1</sup>。」(ヒアリング<sup>2</sup>報告書p3・No.4)
- 「企業が自浄能力を発揮しやすくするために、企業自身が自律的な行動で消費者に迷惑をかけない方法をとっていただく、そのための一つの方針として、この公益通報者保護法が役に立てばよい」(ヒアリング報告書p5・No.8)

1 「2013年度に法令違反や粉飾決算、談合、偽装などのコンプライアンス違反が一因となった企業倒産は203件」(平成26年4月8日東京商工リサーチ公表)

2 「ヒアリング」は、「公益通報者保護制度に関する意見聴取(ヒアリング)」(平成27年4月)を指す。以下同じ。

3. しかしながら、特に中小企業で取組が進んでおらず、内部通報制度導入済み企業でもその内容は十分とは言えない状況にある。

(※ 詳細は、第1回検討会「資料4」14、15頁参照。)

4. また、報道等によれば、通報者への不利益取扱や通報者に係る情報漏洩など不適切な対応がなされた事案も少なくない。

[参考] 関連する調査・ヒアリング結果等

- 労務提供先に通報するにあたっての不安として、「不利益な取扱いを受けるおそれがある」(43.3%)、次いで「通報しても十分に対応してくれないと思う」(42.6%)、「通報窓口がない」(29.1%)が続く。(実態調査<sup>3</sup>報告書p25)
  - 実名・匿名のいずれで通報を行うかを労働者に尋ねたところ、「実名」は28.9%、「匿名」は71.1%であり、匿名の理由は、「実名による通報には何となく不安がある」(67.6%)、「不利益な取扱いを受けるおそれがある」(60.7%)の割合が高い。(実態調査報告書p22、23)
  - 公益通報者保護法の施行以降、通報者と事業者間で争われた裁判例<sup>4</sup>が少なくとも29件認められる(実態調査報告書p75)。
  - 「公益通報制度に対して積極的な事業者と消極的な事業者に大きく二極化している。事業者の規模による差はなく、大企業であっても事業者によって温度差がかなりある。」(実態調査報告書p39)
  - 「多くの企業の相談窓口というのは、決して十分に機能している状況ではない」(ヒアリング報告書p3・No.3)
5. 近時の閣議決定等でも、事業者の取組の促進が求められており、消費者基本計画工程表のKPI(重要業績評価指標)には、制度の認知度、内部通報制度導入企業の割合、ガイドライン<sup>5</sup>への準拠状況を向上させることが掲げられている。

[参考] 関連する閣議決定等

- 「事業者・行政機関における通報・相談窓口の整備等を促進し、コンプライアンス(法令遵守)に係る取組の強化を図る。」(平成27年3月24日消費者基本計画工程表(消費者政策会議決定))
  - 「公益通報者保護法の趣旨を踏まえ事業者における法令遵守の取組強化や内部通報制度の整備導入を促進する」(平成25年12月10日世界一安全な日本創造戦略(閣議決定))
6. これらのことから、事業者における実効性のある内部通報制度の整備・運用の促進は重要な課題。

3 「実態調査」は、「公益通報者保護制度に関する実態調査報告書」(平成25年6月)を指す。以下同じ。

4 「裁判例」は、「実態調査」において調査したものの件数。なお、必ずしも網羅的な調査に至っておらず、抽出されていない裁判例が存在する可能性がある。また、調査に当たっては、通報等を端緒とする様々な事案から広く示唆を得るため、各種法律(公益通報者保護法、労働契約法、民法、国家賠償法等)が適用等された事案を対象としている。

5 「公益通報者保護法に関する民間事業者向けガイドライン」(平成17年7月19日内閣府国民生活局)

7. これまでの調査や有識者ヒアリング結果等から示唆されるところを踏まえると、事業者における実効性のある内部通報制度の整備・運用の促進の方向性として、以下の3つの取組を主な柱として実施することが考えられるのではないかと。

### ① 事業者が自主的に取組むことが推奨される事項の具体化・明確化

- 内部通報制度を導入していない理由として「どのような制度なのか分からない」(41.3%)、「どのように導入して良いのかわからない」(30.7%)の割合が高い。また、制度の導入検討に必要な情報として「制度の設置・運営に関するマニュアル」をあげる割合が高い(57.3%)。(実態調査 p19)



民間事業者向けガイドラインの改正や、ガイドラインを基に事業者が自主的に取組むことが推奨される事項の具体化・明確化したガイドライン細則等を策定し、事業者の自主的な取組を支援してはどうか。(詳細は資料2、参考2-1、参考2-2)

### ② 事業者の自主的な取組を促進するためのインセンティブの導入

- 「通報者保護制度の普及を促進するには、前向きな取組をしている組織を評価し、そうでない企業を評価しない何らかの仕組み作りが重要」(実態調査 p71)
- 「内部通報制度を導入するインセンティブとして、規格・認証制度を利用することが考えられる(中略)新たな規格・認証制度を整備して内部通報制度導入の促進を図ることも検討してはどうか。」(平成25年7月23日消費者委員会意見)



一定以上の取組を行っている事業者を認証・顕彰等し、ステークホルダー(消費者、取引先、株主、債権者等)からの評価の向上につなげることで、事業者のインセンティブを高め、自主的な取組を支援してはどうか。(詳細は資料3、参考3)

### ③ 内部通報制度運用の前提となる事項の更なる取組の促進(法制度上の手当)

- 「内部統制システムの構築については会社法や金融商品取引法の中に置かれているが、公益通報者保護法にもこの点を明記したほうがいい。景品表示法第7条を参考にするのが一つ」(ヒアリング p36・No.164)
- 「労働基準法では、労働者への周知を使用者に義務付けている。労使関係においては関係法令を労働者が知っているということを前提にしないといけないのだが、放っておくとなかなか労働者に周知されない。」(ヒアリング p36・No.166)
- 「通報窓口における適切な処理を促進し運用の充実を図るため、窓口担当者に一定の資格等求めるような制度を設けても良いのではないかと。」(実態調査 p43)



制度運用の前提となる事項(例:体制整備、社内周知、責任者配置)については法制度上の手当も検討し、取組を更に促進してはどうか。(詳細は資料4、参考4)